

測量・建設コンサルタント等業務の委託契約に係る最低制限価格算出要領

平成31年3月29日決裁
改正 令和6年3月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13に規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、測量・建設コンサルタント等業務に係る委託契約について、最低制限価格の算出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第2条 測量・建設コンサルタント等業務委託契約に係る最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる業務の種別(当該業務の予定価格算出の基礎とした委託設計書等(以下「委託設計書等」という。)に係る業務の種別をいう。)に応じ、委託設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、第1号及び第3号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、第2号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、第4号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は当該予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、第5号に掲げる業務に係る委託契約にあつては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合は当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 土木コンサルタント業務(水道施設及び下水道施設含む) 次に掲げる額の合算額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
- (2) 建築又は設備設計業務 次に掲げる額の合算額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額

- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (3) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げる額の合算額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
 - (4) 測量業務 次に掲げる額の合算額
 - ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
 - (5) 地質調査業務 次に掲げる額の合算額
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な業務については、10分の8.2から10分の6までの範囲内（前項第5号に係る委託契約にあっては、10分の8.5から3分の2までの範囲内）の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

最低制限価格の算定方法及び端数の取扱いについて

平成31年4月1日
改正 令和6年4月1日

- 工事及び業務委託の入札時に設定する最低制限価格について、算定方法及び端数の取扱いについては以下のとおりとする。

1 算定方法及び端数の取扱い方法

- (1) 下の表の各区分における①から④の合算額（千円未満の端数がある場合は切り捨て）に消費税相当額を加算した額を最低制限価格とする。
- (2) ①から④の各項目の算出の時点で、一円未満の端数がある場合は切り捨てる。
- (3) 下限値又は上限値（工事：75%又は92%、業務：60%又は82%及び2/3又は85%）を使用する場合は、千円未満の端数の切り捨ては行わない。
- (4) 複数の内容が含まれる業務については、区分ごとの算定結果（それぞれ端数処理）の合算額に消費税を加算した額を最低制限価格とする。

区分	①	②	③	④
土木工事	直接工事費 × 0.97	共通仮設費 × 0.9	現場管理費 × 0.9	一般管理費等 × 0.68
建築工事、 設備工事	(直接工事費 × 0.9) × 0.97	共通仮設費 × 0.9	(現場管理費 + 直接工事費 × 0.1) × 0.9	一般管理費等 × 0.68
建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価 × 0.9	一般管理費等 × 0.5
建築(設備)設計 業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 0.6	諸経費 × 0.6
補償コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価 × 0.9	一般管理費等 × 0.5
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 0.48	—
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 × 0.9	解析等調査業務費 × 0.8	諸経費 × 0.5

2 適用日

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名競争入札通知を行う工事及び業務委託から適用する。